

社会福祉法人 光誠会 女性活躍推進法  
【計画期間令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日】

令和 2 年 4 月 1 日～

目標：年 10 日以上有給休暇を付与されている女性社員については 6 日以上の有給取得率を 100%にする。

令和 2 年 4 月 1 日～

目標：女性社員の年間平均残業時間を 5 時間以下にします。